



～相続税の税務調査～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



1.調査の内容

相続税の税務調査は、「相続税を正しく申告したか」を確認をするために税務署が行います。税務署は、税務調査にあたりさまざまな情報を入手することができます。例えば、銀行預金の履歴、株式など保有状況や履歴、不動産の所有状況、過去の所得（収入）、生命保険金などの支払い等です。これら入手した情報と相続税の申告内容とにズレがないかをチェックして、疑問や不審があると調査に入ります。

1)任意調査

任意調査は、調査対象者に対して事前に税務署から連絡があり、調査日時を決めて行われます。場所は、被相続人が住んでいた自宅で行われることが多いです。税務署員からの質問に対する回答、通帳や権利証などの書類を提示します。ただ、「任意」調査ですが、基本的には断ることはできません。

2)強制調査

強制調査は、任意調査を拒否した人や、明らかに悪質な脱税の疑念があるときに行われます。事前に連絡はなく、抜き打ちで自宅などに調査に入ります。

2.調査される確率

相続税の場合は非常に税務調査が実施されやすく、申告数の約20%に対して調査が入ります。5件に1件は調査されるということです。相続税は比較的高額であり、申告漏れがあるとその金額も大きくなることが多いからです。調査されると約8割は申告漏れを指摘され、追徴課税を支払う結果となっております。申告漏れを指摘されやすい財産は、現金や預貯金です。指摘される理由は、税務署は金融機関に依頼し、被相続人や相続人、さらに相続人以外の同居の家族の過去の取引記録を入手し、その動きを事前にチェックしているからです。

3.調査の時期

税務調査が入る時期は、申告の翌年または翌々年の8～11月の場合が多くなっています。もちろん、これ以外の時期に調査される場合や、3年後以降に連絡がある場合もあります。

4.税務調査に選ばれやすい人、相続税の申告書とは

- ①税理士に依頼せず提出した申告書
- ②申告書に不備がある申告書
- ③過去の所得状況と比べて財産が少ない申告書
- ④財産額が多い申告書(2億円以上)
- ⑤預貯金や金融資産が多い場合
- ⑥預貯金の出金が多く、家族名義の預金などが多くある場合
- ⑦借入金があるのに、それに見合う財産がない申告書
- ⑧財産評価の根拠資料などの添付書類がなく、説明が不十分な申告書

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp